

令和元年松茂町議会第2回臨時会会議録

第1日目（11月25日）

○出席議員

- 1 番 米 田 利 彦
- 2 番 村 田 茂
- 3 番 川 田 修
- 4 番 板 東 絹 代
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 7 番 原 田 幹 夫
- 8 番 藤 枝 善 則
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10番 春 藤 康 雄
- 11番 立 井 武 雄
- 12番 佐 藤 道 昭

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	丹羽敦子
総務部長	古川和之
産業建設部長	小坂宜弘
特命部長兼危機管理課長	鈴谷一彦
民生部長	原田賢
税務課長	石森典彦
総務課長	松下師一
チャレンジ課長	入口直幸
建設課長	吉崎英雄
産業環境課長	谷本富美代
上下水道課長	富士雅章
福祉課長	藤田弘美
住民課長	佐藤友美
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田正則
議会事務局係長	森吉梢

令和元年松茂町議会第2回臨時会会議録

令和元年11月25日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第75号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第4 議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第77号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第78号 令和元年度松茂町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第79号 令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第80号 令和元年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第81号 令和元年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）

令和元年松茂町議会第2回臨時会会議録

第1日目（11月25日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【吉田正則君】　ただいまから、令和元年松茂町議会第2回臨時会の開会をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。

最近の気候の変動が、寒暖の差が激しく、皆さん、体調はいかがでしょう。

本日は令和元年松茂町議会第2回臨時会ということでお集まりいただきました。7つの議題がございますが、双方で慎重審議の上、十分な審議を行ってスムーズに議事進行が行われるようお願いいたしまして、初めの挨拶といたします。

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和元年松茂町議会第2回臨時会は成立いたしました。

ただいまから、令和元年松茂町議会第2回臨時会を開会いたします。

○議長【佐藤道昭君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。

令和元年松茂町議会第2回臨時会の開催に当たりまして、招集のご挨拶をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、公私大変お忙しいところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

霜月の何かとお忙しい中で、朝夕の寒いというか、だんだん寒くなってきております。議員の皆様におかれましても、お風邪など引かないようにということで、続きまして、12月に入りますと定例会もございます。その中で、健康な中にご出席を賜りたいと願っておりますので、よろしくをお願いいたします。

さて、本日は議案7件を提案させていただいております。全議案が可決決定賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、招集のご挨拶とさせていただきます。

す。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、6番森谷議員、及び8番藤枝議員を指名いたします。

○議長【佐藤道昭君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】　異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】　日程第3、議案第75号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、令和元年第2回臨時会に上程をいたしております議案提案の理由の説明を申し上げます。

議案第75号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、成年被後見人の権利の擁護を図り、従来欠格条項の適正化を進めるための関係法律が本年6月に公布されたことに伴い、成年被後見人の権利に係る制限が設けられている規定等の適正化が行われますことから、関係条例を改正するものでございます。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 それでは、議案第75号についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第75号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。上記議案を提出するというものでございます。

成年被後見人の権利擁護につきましては、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第4条及び第11条第2項の規定により、成年被後見であることを理由に資格・職種・業務等から一律に排除する「欠格条項」を見直し、成年被後見人の心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、資格・職種・業務等において必要な能力の有無を判断する「個別審査規定」へと適正化することとされました。

これを受けて国は、本年6月に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」を公布し、関係する法律約180本の改正整備を行うとともに、本町など地方公共団体に対しても、本年12月14日までに「欠格条項」を「個別審査規定」に改めるよう、条例整備を求めています。

議案第75号では、こうした理由から、関係する本町条例について第1条から第6条まで6本の条例を一部改正するものであります。

説明の都合上、別紙、議案参考資料1ページからの「新旧対照表」をご覧ください。

まず、第1条では、「新旧対照表」1ページ上段の「松茂町職員等の旅費に関する条例」において、第3条第3項で引用する地方公務員法が、「欠格条項」の削除により号ずれを生じたので、号を1号ずつずらす所要の改正を行います。

次に、第2条として、1ページ下段の「松茂町表彰条例」において、第10条第1号が成年被後見人の「欠格条項」でありますことから、これを削除いたします。

2ページ上段へお進みください。

第3条では、「松茂町固定資産評価員及び同補助員に関する条例」において、第7条第1号の前半に「欠格条項」がありますことから、当該部分を削除する等の一部改正をいたします。

次に、第4条では、2ページ下段の「松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、第23条第2項第2号で引用する児童福祉法が「欠格条項」

の削除により号ずれを生じたので、引用する号を1号ずらす所要の改正を行います。

次に、第5条では、参考資料3ページの「松茂町印鑑条例」において、第2条第2項の規定、及び第13条第4号の規定が「欠格条項」でありますことから、これを「個別審査規定」へと改めます。

4ページ及び5ページへとお進みください。

第6条でございますが、「松茂町公共下水道条例」において一部改正を行います。

公共下水道条例第6条第3項第1号、第7条第1項第4号及び第12条では、「指定工事店」に関する「欠格条項」を削除し、精神の機能に関する「個別審査規定」を新設いたします。

5ページの第9条各項に関する改正では、「責任技術者」の資格要件から「欠格条項」を削除し、精神の機能に関する「個別審査規定」を新設いたします。

最後に、恐れ入りますが、議案書の2ページへお戻りください。

議案末尾の「附則」において、これら一部改正の施行日を「関係法律の整備法」により国が求める「本年12月14日」といたしております。

以上、議案第75号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の詳細説明とさせていただきます。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第75号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから、議案第75号について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】　これから採決に入ります。

なお、この採決は起立によって行います。

議案第75号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長【佐藤道昭君】　ありがとうございます。全員起立でございます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】　日程第4、議案第76号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、続きまして、議案第76号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院及び徳島県人事委員会より「公民格差の解消と均衡を図るため、公務員の月例給と勤勉手当等について引き上げを行うことが適当である」旨の勧告がありましたことから、これに準じて職員の給与に関する条例を改正するものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】　それでは、議案第76号についてご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

議案第76号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。上記議案を提出するというものでございます。

職員の給与につきましては、人事院勧告による国家公務員の給与制度を基本といたしまして、徳島県人事委員会の勧告も踏まえ、適宜見直しを行ってまいりました。

本年8月7日の人事院勧告では、民間給与との格差を是正するため、月例給「給料表」の水準を、初任給を含む若年層の改定に重点を置いて「0.1%」引き上げるとともに、期末勤勉手当につきましても「年0.05カ月」引き上げる旨の勧告がなされております。また、今年の勧告では、住居手当についても見直すこととなっております。

10月18日には、徳島県人事委員会からも、国に準じた給与改定を行うように勧告がなされております。

あわせて、この条例改正では、先の議案第75号と同様に、成年被後見人の権利擁護に係る観点から、地方公務員の「欠格条項」に関する見直し、この改正もお願いいたします。

それでは、説明の都合上、別紙、議案参考資料6ページからの「新旧対照表」をご覧ください。

参考資料の6ページから8ページまで、改正条例第1条に関する「新旧対照表」がございます。まず、6ページの第20条第1項及び第4項、また、7ページの第20条の2第2号、続く第21条第1項及び第2項第1号の前半部分、7ページの一番下の1行目の改正部分を除いた部分でございます。これらの一部改正につきましては、地方公務員法の「欠格条項」の見直しがございました。これに伴い、関係する失職規定を削除するものがございます。

次に、7ページ下から1行目、第21条第2項第1号の後半、先ほど除いた末尾の行でございます。7ページ末尾の行、一般職員の勤勉手当の率を「100分の92.5」から「100分の97.5」へ改定いたします。

8ページをお進みください。

第24条第6項、ここでも地方公務員法の「欠格条項」の見直しによる失職規定を削除いたします。

これらの改正規定のうち、「欠格条項」の見直しに関する部分は、先の議案第75号と同様に、来月12月14日から施行され、勤勉手当の率の改定に係る規定は、議決後、速やかに公布・施行することにより、来月1日に適用するということといたしております。

恐れ入りますが、説明の事情で、もう一度、議案書3ページへお戻りください。

第1条の改正文の最後に月例給「給料表」の改正を行うこととしております。「行政職給料表1」の改正案が議案書4ページから6ページに、「行政職給料表2」の改正案が7ページから10ページに掲載されております。この改正後の新しい給料表は、本年4月1日に遡及して適用をいたします。

再度、議案参考資料をお願いいたします。

参考資料 9 ページから 10 ページに、来年 4 月 1 日から適用される一部改正条例第 2 条に関する「新旧対照表」がございます。

9 ページの第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項の改正では、近年の家賃の相場の上昇を踏まえ、住居手当の上限額を引き上げつつも、手当の総額を抑制する観点から、住居手当の対象となる家賃の下限額もあわせて引き上げを行う改正をいたします。

次に、第 21 条第 2 項、10 ページの改正では、勤勉手当の支給率を 6 月分と 12 月分で差をつけることなく均等に支給するよう、再度の改正をいたします。

具体的には、参考資料 12 ページ、この経緯をまとめた表をご用意しております。12 ページをお願いいたします。

表が 4 つございますが、中央の破線から下、2 つの表の黄色い着色部分をご確認ください。この数値は支給月数となっておりますが、下から 2 つめの表「R1」つまり、令和元年 12 月 1 日からの表と、一番下の表の令和 2 年 4 月 1 日からの表とで年間合計の支給月数は同じでございます。しかし、6 月と 12 月の勤勉手当の内訳支給月数については変更をいたします。来年度からは、6 月と 12 月の支給率を均等といたします。

改正の内容につきましては以上であります。今回の改正により、職員給与の予算額は年 328 万円余り、率にして約 0.4% 増加するということとなります。

最後に、改めまして、人事院勧告に基づく給与条例の改正につきましては、従来から国家公務員の給与改正が進みますと、速やかに冬の期末勤勉手当の基準日であります 12 月 1 日までに臨時議会の開催をお願いしてきたところでございます。本年につきましても、去る 11 月 15 日、国会において国家公務員の給与改定が可決され、22 日に公布されました。そうしたことから、本日、この臨時会におきましてご審議をお願いいたしております。

以上、議案第 76 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから議案第 76 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】　これから議案第76号について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】　これから採決に入ります。

なお、この採決は起立によって行います。

議案第76号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長【佐藤道昭君】　ありがとうございました。全員起立でございます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】　続きまして、日程第5、議案第77号「特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　続きまして、議案第77号、特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の特別職において、
一般職に準じた手当等の改定が行われますことから、本町におきましても同様の改定
を行うよう、条例を改正するものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますよう、
よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】　議案第77号についてご説明申し上げます。

議案書 13 ページをご覧ください。

議案第 77 号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例。
上記議案を提出するというものでございます。

今回、改正をお願いいたしますのは、常勤の特別職の期末手当の率の改定でございます。
これにつきましては、国家公務員の特別職に倣い支給率の改定を行っているところでござ
いますが、去る 11 月 15 日、国会において特別職の職員の給与に関する法律の一部を改
正する法律が可決され、22 日に公布されましたことから、本町においても改正をお願い
いたします。

条例の一部改正条例案は、議案書の 13 ページに、「新旧対照表」は議案参考資料 11
ページに掲載されておりますが、説明の都合上、議案参考資料 12 ページの表をご覧ください。

各表の上から下へ「特別職・期末手当」の列をご覧ください。4 つある表の一番上は松
茂町の現状であり、「特別職・期末手当」は年間で「計 3.35 カ月」となっております。

その下の表、国の「特別職・期末手当」の現状と同じであります。

次に、上から 3 番目の表、令和元年 12 月 1 日からの表ですが、一般職の勤勉手当につ
きましては、先ほどご議決いただいた人事院勧告どおり、12 月から改定いたしますが、
本町の特別職では改定を先送りいたします。

そして、一番下の表、「令和 2 年 4 月 1 日から」の表ですが、今回の一部改正条例が適
用され、その施行日となります「令和 2 年 4 月 1 日」以降、「水色の着色部分」のように、
一般職から 4 カ月遅れて、実際の支給月数では半年遅れて「年 3.4 カ月」に引き上げる
ことといたします。

なお、必要となる予算は、特別職 3 人合計で約 11 万 7 千円となりますが、これは、新
年度予算において計上いたします。

以上、議案第 77 号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例のご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから議案第 77 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】　これから議案第77号について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】　これから採決に入ります。

なお、この採決は起立によって行います。

議案第77号、「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長【佐藤道昭君】　ありがとうございました。全員起立でございます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】　続きまして、日程第6、議案第78号「令和元年度松茂町一般会計補正予算（第3号）」から、日程第9、議案第81号「令和元年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）」までの議案4件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　続きまして、議案第78号、令和元年度松茂町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ522万円を減額し、補正後の予算の総額を63億1,137万4千円とするものです。これは、令和元年度人事異動と議案第76号による給与改定に伴い、増減が生じることになりました人件費の補正をお願いするものであります。

次に、議案第79号、令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第80号、令和元年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）、及び議案第81号、令和元年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）につきましては、議案第78号と同様

に、人事異動及び給与改定に伴い、増減が生じることになりました人件費につきまして補正をお願いするものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

古川総務部長。

○総務部長【古川和之君】 議案第78号、令和元年度松茂町一般会計補正予算（第3号）についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書14ページをお開きください。

議案第78号、令和元年度松茂町一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度松茂町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ522万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,137万4千円とするというものでございます。

このたびの補正につきましては、人事異動及び、先に議決いただきました議案第76号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による職員の給与改定に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

議案書の18ページをお開きください。

歳入につきましては、款65、繰入金、項1、基金繰入金、目7、財政調整基金繰入金で522万円を減額し、補正後の額を5億2,978万円とするものでございます。これは、今回提案させていただきました予算の補正につきましては、歳出予算の中で増額補正額より減額補正額が多額でありましたことから、財政調整基金からの繰入金を減額することにより財源の調整を行うものでございます。

次に、歳出につきましては、職員の人件費でございます。給料、職員手当等及び共済費につきまして、人事異動及び給与改定に伴います過不足分を補正するものでございます。個々具体の説明につきましては割愛をさせていただきます。

議案書23ページをお開きください。

23ページの一番下の段でございます。款55、諸支出金、項5、繰出金、目1、繰出金におきまして、後ほどご説明させていただきますが、各特別会計における人件費の補正

に伴いまして、各特別会計への繰入金を合計374万円減額補正するものでございます。

以上で、議案第78号、令和元年度松茂町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長【佐藤道昭君】 原田民生部長。

○民生部長【原田 賢君】 失礼します。

それでは、議案第79号、令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして説明させていただきます。

このたびの補正につきましては、歳入におきまして、歳出補正の予算の財源といたしまして、一般会計からの繰入金について補正をお願いするものでございます。

歳出におきましては、人事異動及び議案第76号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による職員の給与改定に伴いまして増減が生じることとなりました人件費の減額補正をお願いするものでございます。

議案書の25ページをお開き願います。

議案第79号、令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ376万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,557万7千円とするというものでございます。

以上で議案第79号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 小坂産業建設部長。

○産業建設部長【小坂宜弘君】 それでは、議案第80号と議案第81号の特別会計補正につきまして、順に説明をいたします。

議案書の29ページをお願いします。

議案第80号、令和元年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,520万4千円とするものでございます。

議案書の31ページをお願いします。

上段の歳入になります。款10、繰入金、項1、目1の一般会計繰入金におきまして、人件費に充てるため2万円を増額するものでございます。

下段の歳出になります。款8、項1、管理費、目1、公共下水道管理費、節3、職員手

当等で、人事院勧告によります不足額2万円を増額するものでございます。

議案第80号は以上でございます。

続いて、議案第81号は33ページからになります。

議案第81号。第1条、令和元年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるということで、第2条におきまして、令和元年度松茂町水道特別会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額2万円を追加し2億6,540万3千円とするものでございます。詳細は37ページになります。

款1、資本的支出、項1、建設改良費、目3、老朽管更新事業費の職員手当で、こちらも、人事院勧告によります不足額2万円を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

議案第78号から議案第81号までの議案4件について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから、議案第78号から議案第81号までの議案4件について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから採決に入ります。

議案第78号「令和元年度松茂町一般会計補正予算（第3号）」から、議案第81号「令和元年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）」までの議案4件を一括して採決いたします。

原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第81号までの議案4件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、本会議に提出されました議案等は全て審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、令和元年松茂町議会第2回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

以上で、令和元年松茂町議会第2回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 佐 藤 道 昭

署名議員 森 谷 靖

署名議員 藤 枝 善 則